

取組事例

(所定外労働削減・年休取得促進・多様な正社員・朝型の働き方・テレワーク)

企業名：石原産業株式会社 四日市工場	所在地：三重県四日市市
社員数：800名 (企業全体 1,106名)	業種：製造業



取組の目的：

少子高齢化や女性の社会進出が加速する中で、多様性に富んだ活力ある人材が、仕事と私生活のバランスを取りながら能動的に活動し、持てる能力を最大限に発揮できるように会社としてサポートしています。

取組の概要：

【現在の取組】

○トップのメッセージ

当社の考えるワーク・ライフ・バランスは、従業員ひとりひとりが合理的かつ効率的に業務を遂行し、日々各々の役割と責任を果すと同時に、健康で充実した毎日を送り、家庭や地域等における社会的責任を果すことと捉えています。個々人の生産性向上はもちろん、チームや組織のパフォーマンスが高まり、企業の成長・発展につながると考えています。

○効率のよい働き方を目指して

① 超過労働削減の取組

毎年3月に、人事労務部門が各部門へヒアリングを行い、その年度の業務内容の振り返りを行い、それを踏まえて次年度の各部門超過労働時間目標を設定します。各部門と人事労務担当部署双方で毎月の超過労働時間を管理し、目標に対する進捗状況を確認し対策を講じています。

② ノー残業デーの継続実施

毎週水曜日を「ノー残業デー」として、お客様への納期や緊急対応を除き、定時帰宅（四日市は16:30）を従業員へ促しています。

③ 年次有給休暇取得促進

年末年始（12/29、1/4）の2日を一齐取得日として設定し、また夏季期間（7月～8月を中心に）については、3日連続取得を労使で推奨するなど、メリハリのある働き方をするよう社員に働きかけています。

○女性が安心して働き続けられる職場づくり

④ 育児休業制度

休業中の賃金については、法定の育児休業給付金が標準報酬日額の50～67%であるのに対し、弊社は総額が80%となるよう、補助支給しています。

⑤育児短時間勤務制度

小学校 3 年生まで短時間勤務を認めており、従業員が安心して子育てと仕事を両立できるよう支援を行っています。

○社員の不測の事態に備える

⑥積立公暇制度（※Max40 日間）

付与された有給休暇で失効する休暇について最大 5 日間分、「積立公暇」として毎年積み立てていくことができ、以下の場合に行使可能です。

- ・自身の傷病（5 日間以上）
- ・家族の看護（3 日間以上）
- ・要介護者にあたる家族の介護

○超高齢社会を見据えて

⑦介護休業制度

- ・介護対象：配偶者、子、父母、義父母、社員と同居のその他扶養家族
- ・休業期間：原則 1 年間（個別事情により柔軟に対応）
- ・休業方法：1 日 or 半日単位
- ・賃金：休業時間も「基準内給与+月額基準外給与」の 30%相当分を保障
- ・処遇：昇給・勤続年数・所属部署・有給休暇付与などは通常通り

<今後の取組>

激変していく社会情勢を踏まえ、当社は今後も、社員が気持ちよく安心して働くことのできる環境づくりを行って参ります。

現状とこれまでの取組の効果：

①超過労働削減の取組（四日市工場の実績）

- ・組合員ひとりあたりの月平均所定外労働時間

2010 年度：19.2h→2015 年度：14.0h ※27%減に！

- ・有給休暇取得率

2013 年度：78%（15.1 日）⇒2014 年度：80%（15.6 日）⇒2015 年度：83%（16.3 日）

②ノ一残業デーの継続実施

2008 年 1 月より実施しており、当時は毎月第 3 水曜日のみの実施でしたが、2012 年 12 月より毎週水曜日へ頻度を高め、継続的に実施しています。